



有効期間満了日2ヶ月前に車検実施でも、
残存の有効期間が据え置きになります

車検も日産

※国土交通省が道路運送車両法施行規則を改正しました。(2025年4月1日施行)

例えば、車検証の有効期間満了日が6月20日の自動車なら

》今までは1ヶ月以上前に車検を実施すると

車検を受ける日
4月25日

有効期間満了日
6月20日

次回の有効期間満了日
2年後の4月24日

期間が繰り上げ
短縮されて
しまいました。

ですので、満了日1ヶ月前
からの車検実施が基本と
なっていました

》これからは2ヶ月前以降なら、車検を実施しても

車検を受ける日
4月25日

有効期間満了日
6月20日

次回の有効期間満了日
2年後の6月20日

有効期間
満了日
据え置き!

実施期間が
2ヶ月間に延長、
お早めの車検も
受けられます

※上記は自家用乗用車の例です。

まもなく車検到来の方は、ぜひご相談ください

お問い合わせはこちら 